

秋田地方最低賃金審議会

令和2年度第2回 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金 専門部会議事要旨

1 日 時 令和2年10月9日(金) 12:55~14:25

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 2名
労働者側委員 3名
使用者側委員 2名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。

<労働者側委員主張>

自動車販売においては新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。県内の販売市場においても前年に対して減少しているものの登録台数は徐々に持ち直しの動きが見えており、今後は各企業において経営基盤の強化を進めることで影響を最小限にとどめることができると考える。特定最賃において「企業内最低賃金協定」はより尊重されるべきであり、当産業に携わる労働者の生活向上が図れることを望み、合意組織の企業内最低賃金の平均との差額は正が必要である。

<使用者側委員主張>

本年上期の国内新車販売台数は、東日本大震災が発生した年に次ぐ低水準となった。昨年の消費税増税などの影響が続いた上、新型コロナ感染拡大による影響が追い打ちをかける状況となった。秋田県においても登録車が減少しており、コロナにより4月以降大きなダメージを受けた。今後の見通しとして、正常化には時間を要すると思われる。また、秋田県は少子高齢化等により販売台数のほか保有台数も減少傾向が続くものと思われ、人材確保問題も深刻で、自動車業界として喫緊の課題である。昨年までは大幅な引き上げが続いていたが、経営悪化や有益な人材の流出の防止を踏まえた審議が必要である。

その後個別協議(公労会議、公使会議)を行った。その結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について、3円引上げて時間額を864円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (3) 事務局から他の特定最低賃金と同一日に統一して発効する予定である旨説明があった。